

○国土交通省告示第百四十三号

土地収用法（昭和二十六年法律第二百十九号。以下「法」という。）第二十条の規定に基づき事業の認定をしたので、法第二十六条第一項の規定に基づき次のとおり告示する。

なお、起業地の一部について収用又は使用の手続が保留されているので、法第三十三条の規定に基づきあわせて告示する。

平成二十四年二月七日

国土交通大臣 前田 武志

第1 起業者の名称 国土交通大臣

第2 事業の種類 高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線新設工事（和歌山県田辺市稲成町字北江原地内から同県西牟婁郡上富田町岩崎字蓮ヶ池地内まで、同郡白浜町十九淵字血深谷地内から同町富田字市部田地内まで、同町矢田字馬瀬谷地内から同郡すさみ町和深川字北添地内まで及び同町江住字片倉谷地内から同町江住字丸嶋地内まで）並びにこれに伴う県道拡幅工事、町道及び農業用道路付替工事

第3 起業地

1 収用の部分 和歌山県田辺市稲成町字北江原、字峯ノ原、字東江原及び字小家川、秋津町字青木、字大峯、字峯ノ庄、字田尻、字中芝、字東八町及び字矢矧、下万呂字目座、字平谷及び字片山、中万呂字大谷、字柿谷、字善福寺平、字田中代及び字矢田ヶ谷、上万呂字三光寺前、字川端、字法町及び字後呂地並びに新庄町字東橋谷、字稲妻及び字長井谷地内

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来字荒堀、字峠、字大内谷及び字津呂塗屋並びに岩崎字大泓、字寺谷、字坊垣内及び字蓮ヶ池地内

和歌山県西牟婁郡白浜町十九淵字血深谷、字砥石谷、字仲山、字伊勢谷土手内、字近塔、字津越、字赤阪、字辰ノ口及び字田ノ口、富田字小倉崎、字田之口、字石経、字芝山及び字市部田、矢田字馬瀬谷、大古字池ヶ谷、字山崎、字須川、字山崎前、字中ノ町、字尾鼻、字七板、字寺之前、字中仙場、字岩井、字下モ田、字建岩前、字街道前及び字秋葉前並びに安宅字清水、字前地、字下地、字下モ山及び字雨田地内

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見字保留、字滝尻、字駒爪、字笹谷口、字柱谷、字津江地、字上ミ坂、字蛇原、字立野中山、字狭間、字芝崎、字四十分、字火尻神、字菅原、字大谷口及び字大来帰谷、和深川字北添、字寺之谷、字井栗谷、字鴻之谷、字久保、字下モ平及び字新屋前並びに江住字片倉谷、字古々谷、字露之谷口、字カンジャ及び字丸嶋地内

2 使用の部分 和歌山県田辺市稲成町字北江原、字峯ノ原、字東江原及び字小家川、秋津町字青木、字大峯、字峯ノ庄、字田尻、字中芝、字東八町及び字矢矧、下万呂字目座、字平谷及び字片山、中万呂字大谷、字柿谷、字善福寺平、字田中代及び字矢田ヶ谷、上万呂字三光寺前、字川端、字法町及び字後呂地並びに新庄町字東橋谷、字稲妻及び字長井谷地内

和歌山県西牟婁郡上富田町朝来字荒堀、字峠、字大内谷及び字津呂塗屋並びに岩崎字大泓、字寺谷、字坊垣内及び字蓮ヶ池地内

和歌山県西牟婁郡白浜町十九淵字血深谷、字砥石谷、字仲山、字伊勢谷土手内、字近塔、字津越、字赤阪、字辰ノ口及び字田ノ口、富田字小倉崎、字田之口、字石経、字芝山及び字市部田、矢田字馬瀬谷、大古字池ヶ谷、字山崎、字須川、字山崎前、字中ノ町、字尾鼻、字七板、字寺之前、字中仙場、字岩井、字下モ田、字建岩前、字街道前及び字秋葉前並びに安宅字清水、字前地、字下地、字下モ山、字雨田及び字宝谷地内

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見字上ミ山、字保留、字滝尻、字駒爪、字笹谷口、字柱谷、字津江地、字上ミ坂、字蛇原、字立野中山、字狭間、字芝崎、字四十分、字火尻神、字菅原、字大谷口、字大来帰谷、字曲利、字見老津郷及び字稲村、和深川字北添、字寺之谷、字井栗谷、字鴻之谷、字久保、字下モ平及び字新屋前並びに江住字片倉谷、字太郎兵衛谷、字古々谷、字露之谷口、字カンジャ及び字丸嶋地内

第4 事業の認定をした理由

申請に係る事業は、以下のとおり、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断されるため、事業の認定をしたものである。

1 法第20条第1号の要件への適合性

申請に係る事業は、和歌山県田辺市稲成町字北皆代地内の南紀田辺インターチェンジから同県西牟婁郡すさみ町江住字丸嶋地内のすさみインターチェンジ（仮称）までの延長38.0kmの区間（以下「本件区間」という。）を全体計画区間とする「高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線新設工事並びにこれに伴う県道拡幅工事、町道及び農業用道路付替工事」（以下「本件事業」という。）のうち、上記の起業地に係る部分である。

本件事業のうち、「高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線新設工事」（以下「本体事業」という。）は、道路法（昭和27年法律第180号）第3条第1号に掲げる高速自動車国道に関する事業であり、また、本体事業の施行により阻害される県道の従来の機能を維持するための拡幅工事は、同条第3号に掲げる都道府県道に関する事業であり、本体事業の施行により遮断される町道の従来の機能を維持するための付替工事は、同条第4号に掲げる市町村道に関する事業であり、いずれも法第3条第1号に掲げる道路法による道路に関する事業に該当する。

さらに、本体事業の施行により遮断される農業用道路の従来の機能を維持するための付替工事は、法第3条第5号に掲げる地方公共団体が設置する農業用道路に関する事業に該当する。

したがって、本件事業は、法第20条第1号の要件を充足すると判断される。

2 法第20条第2号の要件への適合性

高速自動車国道の新設は、高速自動車国道法（昭和32年法律第79号）第6条の規定により、国土交通大臣が行うものとされていることなどから、起業者である国土交通大臣は、本件事業を遂行する十分な意思と能力を有すると認められる。

したがって、本件事業は、法第20条第2号の要件を充足すると判断される。

3 法第20条第3号の要件への適合性

(1) 得られる公共の利益

高速自動車国道近畿自動車道松原那智勝浦線（以下「本路線」という。）は、松原市を起点として、和歌山市、田辺市等を経由して和歌山県東牟婁郡那智勝浦町に至る延長約205kmの路線である。

本路線が通過する和歌山県南部地域（以下「本地域」という。）には、温泉、海水浴場のほか、世界遺産に登録された熊野参詣道等の観光資源があり、県内外から観光客が訪れている。また、本地域は水産業が盛んであり、まぐろ、かつお等が京阪神方面等に出荷されている。

しかしながら、本地域における観光や物流を担う主要幹線道路は一般国道42号しかなく、本件区間に対応する区間は、道路構造令（昭和45年政令第320号）に定める最小曲線半径及び最急縦断勾配を満たさない線形不良区間が多数存在するうえ、自然災害により通行止めとなるなど、主要幹線道路としての機能を十分に発揮していない状況にある。

本件事業の完成により、既に供用済みである本路線の他の区間と接続し、本地域と京阪神圏とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークが形成されることから、自動車交通の高速化及び定時性の確保による広域的な利便性が向上し、物流の効率化等により地域経済の活性化が図られるとともに、自然災害発生時における一般国道42号の代替路が新たに整備されることから、安全かつ円滑な自動車交通の確保に寄与することが認められる。

なお、本件事業が生活環境等へ与える影響については、都市計画手続において、都市計画決定権者である和歌山県知事が、「環境影響評価の実施について」（昭和59年8月閣議決定）等に基づき、平成8年11月及び平成11年11月に大気質、騒音等について環境影響評価を実施しており、その結果によると、いずれの評価項目についても環境基準等を満足すると評価されている。また、計画交通量の見直し及び環境影響評価以降に新たに得られた知見を踏まえ、起業者が平成23年3月に環境影響評価法等に準じて、任意で大気質、騒音等に関する環境影響評価の照査を実施したところ、いずれの項目においても環境基準等を満足するとされている。

したがって、本件事業の施行により得られる公共の利益は、相当程度存するものと認められる。

(2) 失われる利益

上記の環境影響評価その他の調査等によると、本件区間内及びその周辺の土地において、動物については、文化財保護法（昭和25年法律第214号）により天然記念物に指定されているオオウナギ生息地があり、また、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）における国内希少野生動植物種であるハヤブサ、クマタカ及びオオタカ、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているチュウヒ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているカスミサンショウウオ等が確認されている。オオウナギについては、計画路線は生息環境を橋梁で通過することから影響は軽微であると評価されている。ハヤブサ及びクマタカについては、計画路線から離れた箇所に営巣地があることなどから、影響は軽微であるとされているが、起業者は、今後もモニタリング調査を継続することとしている。オオタカ及びチュウヒについては、営巣は確認されておらず、周辺に同様の生息環境が広く残ることから影響は軽微であると評価されている。カスミサンショウウオについては、生息環境の一部が改変されるが、周辺に同様の生息環境が広く残ることから影響は軽微であると評価されている。

植物については、環境省レッドリストに絶滅危惧ⅠB類として掲載されているキエビネ及びミスミイ、絶滅危惧Ⅱ類として掲載されているオオタニワタリ及びシヤジクモ等が確認されている。キエビネ及びミスミイについては、生育環境が直接改変されないことなどから、影響は軽微であるとされている。オオタニワタリ及びシヤジクモについては、生育環境の一部が改変されるが、周辺に同様の生育環境が広く残ることから、影響は軽微であるとされている。

なお、本件区間内の土地には、文化財保護法による周知の埋蔵文化財包蔵地が18箇所存在するが、このうち6箇所については発掘調査が完了しており、現地保存が必要な遺構等は確認されていない。起業者は、残る12箇所についても和歌山県教育委員会と協議を行い、必要に応じて記録保存等の適切な措置を講じることとしている。

したがって、本件事業の施行により失われる利益は軽微であると認められる。

(3) 事業計画の合理性

本件事業は、本地域と京阪神圏とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークの形成を主な目的とし、道路構造令による第1種第3級の規格に基づく4車線の高速自動車国道を建設する事業であり、本件事業の事業計画は、道路構造令等に定める規格に適合していると認められる。

また、本体事業の事業計画は、平成8年11月29日及び平成11年12月3日に都市計画決定された都市計画と、のり面、インターチェンジの形状等を除き、基本的内容について整合しているものである。

さらに、本体事業の施行に伴う県道の拡幅工事並びに町道及び農業用道路の付替工事の事業計画についても、施設の位置、構造形式等を総合的に勘案すると適切な

ものと認められる。

したがって、本件事業の事業計画については、合理的であると認められる。

以上のことから、本件事業の施行により得られる公共の利益と失われる利益とを比較衡量すると、得られる公共の利益は失われる利益に優越すると認められる。したがって、本件事業は、土地の適正かつ合理的な利用に寄与するものと認められるため、法第20条第3号の要件を充足すると判断される。

4 法第20条第4号の要件への適合性

(1) 事業を早期に施行する必要性

3(1)で述べたように、本地域と京阪神圏とを結ぶ広域的な高速交通ネットワークを整備するとともに、一般国道42号は線形不良区間があり、自然災害等により通行止めが行われていることから、できるだけ早期に安全かつ円滑な自動車交通の確保を図る必要があると認められる。

また、田辺市長を会長とする高速道路田辺・西牟婁整備促進協議会等より、本件事業の早期完成に関する強い要望がある。

以上のことから、本件事業を早期に施行する必要性は高いものと認められる。

(2) 起業地の範囲及び収用又は使用の別の合理性

本件事業に係る起業地の範囲は、本件事業の事業計画に必要な範囲であると認められる。

また、収用の範囲は、すべて本件事業の用に恒久的に供される範囲にとどめられ、それ以外の範囲は使用としていることから、収用又は使用の範囲の別についても合理的であると認められる。

したがって、本件事業は、土地を収用し、又は使用する公益上の必要があると認められるため、法第20条第4号の要件を充足すると判断される。

5 結論

以上のとおり、本件事業は、法第20条各号の要件をすべて充足すると判断される。

第5 法第26条の2第2項の規定による図面の縦覧場所 和歌山県田辺市役所並びに西牟婁郡上富田町役場、白浜町役場及びすさみ町役場

第6 収用又は使用の手続が保留されている起業地 和歌山県西牟婁郡白浜町矢田字馬瀬谷、大古字池ヶ谷、字山崎、字須川、字山崎前、字中ノ町、字尾鼻、字七板、字寺之

前、字中仙場、字岩井、字下モ田、字建岩前、字街道前及び字秋葉前並びに安宅字清水、字前地、字下地、字下モ山、字雨田及び字宝谷地内

和歌山県西牟婁郡すさみ町周参見字上ミ山、字保留、字滝尻、字駒爪、字笹谷口、字柱谷、字津江地、字上ミ坂、字蛇原、字立野中山、字狭間、字芝崎、字四十分、字火尻神、字菅原、字大谷口、字大来帰谷、字曲利、字見老津郷及び字稲村、和深川字北添、字寺之谷、字井栗谷、字鴻之谷、字久保、字下モ平及び字新屋前並びに江住字片倉谷、字太郎兵衛谷、字古々谷、字露之谷口、字カンジャ及び字丸嶋地内